

豊橋市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月29日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	近藤喜典
同	尾崎雅輝

平成29年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:公益財団法人 豊橋みどりの協会 公表番号:7号)

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
豊橋みどりの協会 (公園緑地課)	意見	都市緑化基金において、毎年利息相当額は活用しているが、基金残高は増え続けている状況が見られることから、元金も含めた有効な活用方法を検討されたい。	都市緑化基金事業については、豊橋市と協議を重ねた結果、平成31年3月に、都市緑化基金活用事業及び都市緑化基金活用事業年度別資金計画について合意した。これを踏まえ、平成31年3月に開催した(公財)豊橋みどりの協会臨時理事会において、豊橋市との合意内容に基づき、令和元年度事業計画及び収支予算における基金の用途について議決した。	R1.8.8
	意見	退職給付引当資産の運用において、特定の金融機関に集中しているの で、ペイオフ等のリスク回避のため預金の分散化について検討されたい。	退職給付引当資産の運用については、平成30年度に(公財)豊橋みどりの協会財産運用規程に基づき、運用可能期間等その資金の特性を勘案したなか、特定の金融機関に集中しない資産運用に改めた。また、財産の適正な管理のため、平成31年4月に(公財)豊橋みどりの協会資産管理検討会議を設置した。	